

Title	蝦夷の文化とその種族：文獻に基く文化の復原を中心として
Sub Title	The culture and racial identity of the Yezos
Author	清水, 潤三(Shimizu, Junzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1952
Jtitle	史学 Vol.25, No.3 (1952.) ,p.97(352)- 141(396)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19520000-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

蝦夷の文化とその種族

——文献に基く文化の復原を中心として——

清水潤三

序 説

日本民族とエミシ(蝦夷^①)との交渉は我古代史上に極めて大きな位置を占めているが、そのエミシなるものが如何なる種族であり、果して我々の祖先と人種を異にするものか否かに就いては、古くから論議され、研究も精緻の域に達しながら、未だに最後のな解決を見ていないのは遺憾なことと言わねばならない。東日本に廣く蟠居し、平安朝に至るまで頑強に大和朝廷に反抗し、その勇名を謳われたエミシが、果してアイヌであるか、或は我々祖先と同じ種族であるか、はた又、そのいづれでもない別の人種であつたかによつて、我々日本民族の歴史を理解する上に大きな差異を生ずることとは改めて説くまでもなく、更には日本石器時代人の人種論とも關聯して日本民族の源流を究める上に密接な關係を持つのであつて、古代史の最も重要な研究課題の一つであることは論を俟たない。

さてエミシに關する文献は古事記、六國史を始めとして決して乏しいとは云えないのみならず、それを詳細に検討し、

エミシの語源とか、地名の言語學的研究、或は今日のアイヌ自體を調査した結果を併せて導かれた結果は、喜田貞吉、金田一京助兩博士の優れた業績が示すように殆んどこれをアイヌと見て差支えないと思われる結論に達するのである。松本芳夫博士も亦「古代蝦夷論」⁽²⁾に於いて、エミシが日本人から異族視されていたことを論證されている。

ところが考古學、或は人類學の研究が進むにつれて問題はなお簡單ではないことが明かにされ、敢えて蝦夷が日本人と同一のものであるとしないまでも、これをアイヌに非ずと考える人々が、考古學者、人類學者の大部分を占めている現状であるように思われる。これは清野謙次博士が古人骨の精密なる計測研究の結果、縄文文化人（日本石器時代人）がアイヌに非ざることを論じたのに端を發し、多くの人々がこれに賛するに至つた結果に外ならない。即ち考古學上の遺蹟遺物から見れば、蝦夷の本據とされる東北地方、特に本州最北の地方に於ては、縄文式土器と土師器の二種の土器が發見されるにすぎず、清野博士の云う如く縄文文化人も古代の土師器使用者も共に日本人の直系祖先と見做す時は、當然そこにアイヌの介在を許しがたくなるからである。また一方では喜田博士の如く、縄文文化人をアイヌと考え、それが石器時代に低迷しつゝ鎌倉時代に及んだとするが如きは、今日の考古學の常識では到底許容し難い時代錯誤と一般に信ぜられているからでもある。併しながら單に文獻の上からすれば、古代は暫くおき、室町時代の諏訪大明神繪詞とか、津輕藩の記録類、江戸中期以後の旅行記、隨筆などには明瞭にアイヌの青森縣下に居住したことが記され、その地方に傳わる口碑の類もこれを裏書きして居り、近くは八戸市附近などから現實にアイヌと認むべき人骨の發見があつて近世に於けるアイヌの居住は少くとも青森縣下に於ては疑問の餘地がなくなり、これら近世のアイヌは却て逆に北海道から南下渡來したものであるとする説も現れるに至つたのである。⁽³⁾

史學、言語學者の研究結果と、人類學、考古學者の主張とが、何故かくも背馳しなければならぬのであろうか。筆者にとつては年來の疑問であつたが、なお自ら進んで手を染める機會も、氣力もなく過ぎて來た。たゞ、昨年來龜ヶ岡、小湊などの青森縣下に於ける縄文文化遺蹟の調査に参加するに及び、この問題が直接研究の範圍に入り、且つこれらの地方に旅する毎に資料に接し、或は人々から示教を受ける機會も漸く多く、次第に興味を惹かれるに到つたのである。

本稿は先づ文獻に現われたエミシがいかなる文化を有したか、同時にそれが年代の経過と共にいかに變化して行つたかを考察し、更にその結果を從來の研究成果と比較検討したものである。元來史學の成果を考古學のそれと對比する場合には考古學というものが古代文化の闡明を主眼とする以上、一應文獻によつて探り得るエミシの文化を先づ比較の對象とすべきであつて、それが爲には右の要求に應じ得るように史料を整理しておくことを必要とする。ところが不思議にも、從來この點について纏つた研究に乏しく、史料によつて復原されたエミシの文化乃至はその發展様相が十分明らかにされていなかつた。それ故二つの異つた立場に立つ人々の論議がともすれば核心を離れ、全く相反する説が對立する結果を見たのも、二つの學問がその對象なり目的なりを必ずしも等しくしていない點を無視したことに根本の原因が存するものと思われる。今回未熟をも顧みず敢て筆を執つたのは、全くこのような點から何等かの新しい局面を打開し得るのではないかと考えた爲である。即ち主として政治史的な面が強く現われがちな史學の研究と、文化―特に物質文化を取扱う考古學の成果とが互に有する缺陷を補いつつ、以てエミシの本質を適確に把握する途を開かうと努力したのである。

註(一) 松本芳夫博士の御注意に従い、蝦夷をこゝでは「エミシ」と呼んだ。恐らく古くはそう讀まれたと思われるからである。但

し鎌倉時代以後に於いては「エゾ」と呼ばれたことが殆んど疑いないから「エゾ」としておいた。

- (2) 史學第二十一卷、第三・四號所載。
- (3) 鈴木尙氏「本州北端に於ける近世アイヌの痕跡について」人類學雜誌第六十二卷、第一號。
- (4) この相反する二つの説が對立していることは、昨春行われた平泉中尊寺に残る藤原氏の遺體調査の報告書「中尊寺と藤原四代」に收められた各氏の論文を一讀することによつて明かである。
- (5) 筆者の實見した限りでは、羽原又吉氏の「アイヌ社會經濟史」が彼等の社會、經濟を發展の段階に於いて捉えようとしている。たゞそれは近世アイヌに限られている。

一、エミンの生業

エミンの文化を論ずる上に先づ第一に注意しなければならぬことは、エミンが狩獵民であつたか、既に農耕生活を營むに至つていたかの問題であらう。エミンに關する詳しい記録の中で最も古いとされる景行紀四十年秋七月條には「(前略) 男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫟。衣毛飲血。昆弟相疑。登山如飛禽。行草如走獸。承恩則忘。見怨必報。是以箭藏頭髻。刀佩衣中。或聚黨類。而犯邊界。或伺農桑。以略人民。擊則隱草。追則入山。故往古以來。未染王化。云々」とあつて、到底これが農耕者の生活描寫ではなく、狩獵民のそれであることが明瞭である。齊明紀五年七月條に引かれた伊吉連博徳の書にも「天子問曰。其國有五穀。使人謹啓。無之。食肉存活。」とあり、同じくエミンを農民と見なして居らず、齊明紀四年四月條には「不爲官軍故持弓矢。但奴等性食肉故持。若爲官軍以儲弓矢。齧田浦神知矣。將清白心仕官朝矣。」といふ酋長恩荷なるものゝ誓の言葉が載せられ、彼等の狩獵肉食を以て生活したことを記して居るから、景行紀の記事も信を措き得るものと思われ⁽¹⁾る。しかも降つて類聚三代格延曆十七年四月十六日官符には「件

俘囚等。恒存舊俗。未改野心。狩漁爲業。不知養蠶。加以居住不定。浮遊如雲。至徵調庸。逃散山野。云々」と明記されて居り、これから推してエミシが主として狩獵民であつたことは殆んど誤りがないと云える。右の條下に見える「逃散山野」の句はそれを一言にして盡したものと云えよう。この外性靈集所收の「贈野陸州歌竝序」⁽²⁾にも「不佃不衣逐麋鹿云々」の句が見え、後代のものではあるが南北朝時代の諏訪大明神繪詞にも明かに「人倫禽獸魚肉を食として五穀農料⁽¹⁾を知(ら)ず……但し鬢多くし口遍身に毛生ぜり」と記されている。また特に興味深いのは俘囚が良民の牛馬を掠める記事が史上に散見することであり、性靈集には「時々來往村里。殺食千萬人與牛。」とあつて、それが多く動物性食料の要求を充たす爲であつたかと思われる。恐らくは農民の間に移されて肉食に不便である結果と思われ、特に美味である牛が多くねらわれたのではあるまいか。これも彼等の食料が主として肉食に偏していたことを示すものと推測され、彼等の生活圏が北的環境に屬する點も考慮すべきであろう。加うるに齊明紀に引かれた難波吉士男人書によればエミシが唐の天子に白鹿の皮を獻じた⁽³⁾と云い、延暦二十一年六月廿四日の官符(類聚三代格)には「渡島狄等來朝之日。所貢方物。例以雜皮。而王臣諸家競買好皮。所殘惡物以擬進官。」の句があつて、エミシの貢物に毛皮の多かつた事實を知り得、従つて彼等が狩獵を業としたことを推さしめるのである。

一方エミシが漁業に熟しているとか、或はそれを專業とするものゝ存在に關する記述は意外に少い。前引延暦十七年四月十六日官符に「狩漁爲業云々」とある以外にはわづかに續日本紀靈龜元年十月二十九日條に「又蝦夷湏賀君古麻比留言。先祖以來。貢獻昆布。常採此地。年時不闕。今國府郭下。相去道遠。往還累旬。甚多辛苦。請於閭村。便建郡家。同百姓。共率親族。永不闕貢。」とあつて、昆布採取を通じて漁者の存在を知り、類聚國史天長八年二月九日條に見える

甲斐の俘囚が「魚鹽の便」によつて駿河に移された記録により、その俘囚等が嘗て漁夫であつたことを窺い得るにすぎない。併し後代の諏訪大明神繪詞にも「魚肉を食とす」と見え、同じく「魚骨を以て鏃とする」記事があつて、エミンが多く漁撈に従事しなかつたと解するのは早計に失すると思われる。彼等の生活した北方の環境は農業に不適當である反面魚類の量が多く、特にニシン、サケの如き多獲し易い種類がある。貝とても同様で、今日北海道にその状態が見られる。恐らく當時の東北地方海岸は今日とは比較にならぬ程魚類が多かつたと思われるから、彼等がそれを漁さなかつたとは思われない。むしろ、單に史書に載せられる機會が偶然にも乏しかつた結果であらうと思われるのである。

また彼等が農民でなかつた消極的な理由としては、當時の政府が教化に努力したにも拘らず、俘囚が農耕を忌避し、且つその技術が遅々として進まなかつた事實を指摘することが出来る。即ち、さきに引いた延暦十七年四月十六日の官符が好例であるが、その外にも延暦十九年五月廿二日（類聚國史）の條に「甲斐國言。夷俘等狼性未改。野心難馴。或凌突百姓。姦略婦女。或掠取牛馬。任意乘用。自非朝憲。不能懲暴。勅。夫招夷狄以入中州。爲變野俗以靡風化。豈任彼情。損此良民。宜國司懇々教諭。若猶不改。依法科處。凡厥置夷諸國。亦同准之。」とあり、降つて貞觀十二年十二月二日條（三代實錄）に「彼國夷俘等。猶挾野心。未染華風。或行火燒民室。或持兵掠人財物。云々」とある。これ等は特に明記されてはいないけれども彼等が農桑に勵んだことを否定する記述となすに疑問の餘地がないと思われる。また日本後紀弘仁二年二月八日條に「勅。諸國之夷。唯仰公糧。宜其男女皆悉給糧。但不得及孫。」とあるのは彼等が農耕に熱さず、孫の代に及べば、或は一般農民に化し得るかと漠然たる期待をかけられていた證左であらう。これと併せ考らべきは右の決定よりも五年後の弘仁七年十月十日（類聚國史）に改めて「勅。延暦廿年格云。荒服之徒未練風俗。狎馴

之間不收田租。其徵收限待後詔者。今夷俘等。歸化年久。漸染華風。宜授口分田。經六年已上者從收田租。」と彼等を早くも百姓に准ぜんとしたのであるが、それが實情に即しなかつたと見え、翌八年九月十日常陸國から實施の延期を請うて許されている。恐らくは他國の俘囚に於いても同様であつたに相違ない。延暦十一年十一月二十八日「永免出羽國平鹿。最上。置賜三郡狄田租。」⁽⁵⁾したのも（類聚國史）恐らく同じような事情に基づくものではないかと思われる。

かくいうものゝ長年月に互つて境界地帯に於いては夷民雜居の状態が續いていたから、エミシも我文化に接する機会が多かつた點は認めねばならず、いわゆる俘囚の中には、いち早く我國人に同化したものが少くないことは事實であつて、古くは天平二年正月二十六日の條に、「陸奥國言。部下田夷村蝦夷等。永悛賊心。既從教諭。請建郡家于田夷村。同爲百姓。許之。」とあり、既に我國人と接して年を経たものには農耕に従事し、殆んど日本人と同様の生活を行う者が少からず、新郡の建置さえ見たことが知られ、その後も編戶の民となり、或は優賞を加え、位爵を賜つた例も多い。勿論朝廷の懷柔政策の現われではあるが、又反面、我國文化に同化した者の存在を無視し得ない。併し乍ら、右のような場合史上に一々記録され、特に彼等が優遇されている點から推すに、それ等は俘囚全體から見れば少數の珍らしい例であり、特記に價する出來事であつたが爲に正史に採録されたものとも解される。それどころか彼等の大半が極めて同化し難く、到底農民として我國人と同列に置き難かつたことは既に引用した記事からも知られる通りエミシに關する記録の等しく説く處であり、否定し難き事實であらう。それ故、たとえ俘囚の一部に同化し易き者があつたとしても、それを以てエミシが既に農耕生活者であつたとか、或は我々の祖先と同一種族であつたと見なすことは困難であるばかりでなく、大和朝廷の爲政者が一貫して俘囚に農桑の業を習熟せしむべく、多大の努力を傾けているのは、明かに彼等

が農民でなかつた結果によるものであると解さねばならない。

なお推測を加えれば續紀延暦八年六月九日條には征夷の最大困難は大軍の糧食の運搬補給難にあることが述べられている。これは陸奥の開拓が遅れたことを示すと同時にエミシの地が稲作農業の盛行した地帯ではなく、現地で多量の米穀を徴集することが不可能であつた事實を示すものと解されるであろう。それ故「天子問曰。其國有五穀。使者謹答。無之。食肉存活」(伊吉連博徳書)、「不佃不衣逐麋鹿」(性靈集)、「人倫禽獸魚肉を食として五穀農料を知らず」(諏訪大明神繪詞)、など記された状態が彼等の生活の實情であつたに相違なく、前引類聚三代格延暦十七年四月十六日の官符に見える俘囚の生活がエミシ自身の本來の姿であつたに違いない。日本後紀延暦十八年三月八日條に見える「山夷」⁽¹⁰⁾とは恐らく俘囚となつた後も農耕に従事しないエミシ等を指したもので、いわゆる「田夷」とその點に於て區別する稱呼であろうと思われ、前引靈龜元年十月丁丑條の記事は同じく郡家の建置を見た後も、なお漁業に依存する俘囚の存在を示すものであり、これが諏訪大明神繪詞の記すエゾの生活にも現われ、更には後代のエゾへと引續いたのであつて、彼等の狩漁生活が、いかに根強い傳統を有したものであるかを窺うことが出来るのである。

右に述べた所によつて、エミシがたとえ二、三の例外はあろうとも、本來農耕を主とする生活を営んだものでないことが明らかであろう。然るに同様文献の上から、乏しい例ではあるが、彼等の間に農業に従事するものが存した形跡が認められることは一層問題を複雑ならしめる。即ち延暦六年正月二十一日の官符(類聚三代格)には「綿既着賊襖胃鐵亦造敵農器。云々」の語が見えて、エミシが鐵製の農具を使用したことを窺わしめるし、三代實錄元慶二年六月七日條には「奪取賊弓卅一。鞞廿五。襖十七領。米穀備稻亦復有數。」とあり、その食料が既に米であつたことが知られるので

ある。但しエミシが農業に従事したことを示す記録は他に例證が乏しく、しかも此の二つの史料が阿倍比羅夫の征討以來、比較的平穩の中にいち早く中央の文化が移入されたと思われる出羽國のエミシに關するものであることが注意されると共に、元慶二年の叛亂は夷俘の背叛であつて、彼等が農耕を行つていたことは當時の政府が俘囚の對策として農桑を教えることを第一の目的としていた事實を併せ考えるならば少しも怪しむに足らないから、これを以て直ちに俘囚以外のエミシ全般に及ぼすことは出来ない。また看過しがたい點は奈良朝以後のエミシの叛亂に於ては俘囚がその中心となつてゐる場合が多いことで、例えば寶龜五年七月陸奥海道の叛は宇漢米公屈波宇等が主謀者らしく、同十一年三月には外從五位下勳六等上治郡大領に任ぜられていた伊治公皆麻呂が叛を起して居り、元慶二年出羽國の叛亂も夷俘の蜂起したものであつた。即ちエミシ軍の中堅が日本の文化に同化した俘囚であるとすれば、文献の上に現われた彼等の文化が日本人と相似たものであつても不思議ではないと共に、エミシ本來の文化を示すものではない點を考慮せねばならない。

併し更に詳細に検討を加えると、前引延曆六年正月二十一日の官符には明らかに「敵を利する」と記して居り、俘囚との交易は結局化外のエミシにもその影響が及んだと思われるから、對エミシ政策の一として、俘囚以外には却て農業の普及を阻止しようとしていたことを推察せしめると同時に、一部化外のエミシの中にも、恐らくは俘囚を通じて農民に變化しつゝあるものが見られたことが想像される。即ちエミシの文化はこの頃重大な轉換期を迎えつゝあつたのではなからうか。この點については後に改めて詳述することとするが、延曆の頃に及んで化外のエミシにも農耕に従事するものが生れつゝあつたと推定される點は重大な意義がある。かくて延曆六年正月二十一日の官符に「鐵は敵の農器を造る」とあり、延曆十七年四月十六日の官符に「狩漁爲業」とあるのは一見甚だしい矛盾のようであるが、エミシ文化の

轉換期に於ける一現象と解すれば何等怪しむに足りないのである。かような文化の接觸、傳播については、これ亦後章に於いて詳しく検討を加えることとする。

次に最も意外とする所はエミシが牧畜を行い多數の馬を飼養していた事實である。即ち扶桑略記養老二年八月乙亥條に「出羽并渡島蝦夷八十七人來。貢馬千疋。則授位祿。」とあつて、彼等がいかに多數の馬を所有していたかに一驚せざるを得ない。これが甚だしい誇張でない證據には、類聚三代格延曆六年正月二十一日の官符に、「如聞。王臣及國司等。爭買狄馬及俘奴婢。所以弘羊之徒苟貧利潤略良竊馬。云々」とあり、延曆十三年十月廿八日條(紀略)に「征夷大將軍大伴麻呂奏。(中略)獲馬八十五疋。云々」とあり、降つて日本後紀弘仁六年三月二十日條に「今聞。權貴之家。富豪之輩。通使於邊邑。求馬於夷狄。部內由其不肅。兵馬所以闕乏。宜依延曆六年格。禁買陸奧出羽兩國馬。云々」と見え、貞觀三年三月二十五日條には「禁陸奧國出境內之馬。」とあつて陸奧出羽兩國の馬を買うことが重ねて禁止されている。貴族達の馬に對する熱意もさることながら、エミシの飼育する馬の莫大であり、彼等が牧畜を生業の一に加えていたことは疑問の餘地がない。正倉院文書天平六年尾張國正稅帳、同十年駿河國正稅帳には共に陸奧國進貢馬を載せている。恐らくは俘囚を通じて進上したものと覺しく、彼等の間に於ける馬の飼養の盛んなりし證左と見るべきであろう。

かように後年の東北地方の馬産地がその源をエミシに發していたらしい事實は、多くの人々に看過されて來た。また關東、東北地方の繩文文化の貝塚から近年馬齒、馬骨の發見が漸く例を重ねつゝあつて、魏志倭人傳の「其地無牛馬虎豹羊鵲」という記述と矛盾する點も、或はこのエミシの馬によつて解決し得るかもしれない、必ずしも我國に於ける畜馬の始源を大陸文化攝取の結果と解釋すべき必要のないことを示すものである。

その後もエミシ乃至は陸奥の馬は引續き史上に見えている。例えば藤原保則傳に「又權門子年來求善馬良鷹者。猥聚如雲。邊民愚朴。無知告訴。唯隨其求。云々。」とあり、今昔物語には卷廿六に「付陸奥守人見付金得富語第十四」という物語が載せられ、それによれば陸奥國に「厩の別當」があつて、令制の官ではなくとも優越した地位を有したらしく見える。また源平盛衰記によれば生啜磨墨などの名馬は多く陸奥に産した。これらがエミシの馬の傳統を受け次いでものであることはいうまでもない。我國は一般に地形が不適當である爲に牧畜が發達しないと説かれているが、かように東北地方に於いて古くからエミシによる馬の飼養が盛んであつた事實は、この地方の地理的環境が比載的牧畜に適していたこと、また馬が北方系の家畜であることの二つの點から興味深く、それが今日まで傳統を保つてゐることを看過し得ないのである。馬は奴婢や毛皮と並んで對エミシ貿易の最も顯著な交易品であつたから我國の古代史、經濟史上に重要な研究課題を提供するものであり、これに就いては改めて考察を加える機會もあろうかと考えるが、ともかくエミシが既に牧畜を生業の一に加え、その對象が主として馬であつたことは動かし難い事實である。

然らばエミシに於ける馬飼養の目的は何であつたらうか。文化史的に見れば馬は食料、馱載、車(牽引)などに利用され、最後に騎乘に用いられるに至つたと云われる。また未開人の間には馬あれども乗らず、たゞ財とする者もある。それ故食料としての場合、馱馬としての場合なども考慮されるが、性靈集に「走馬弄刀如電擊」と見え、類聚國史延暦十九年五月二十二日條には甲斐の俘囚が「或掠取牛馬。任意乘用。」とあり、日本後紀弘仁二年十月十三日、續後紀承和四年二月八日、三代實錄元慶二年六月七日條などの記事によつて既にエミシが單に馬を食用とする段階から騎乘に、更には弓馬戰鬥に使用する域に達してゐたことが知られるのは文化史的に重大な意義があるものと云えよう。⁽¹³⁾

上述した處を綜合するとエミシンの生業は主として狩獵、漁撈であり、これに牧畜—馬—を併用したものと斷ぜられ、若干の植物栽培を行つたことは否定し難い⁽¹⁴⁾が、農耕生活者ではなかつたと結論される。従つて、この點からも日本人とは甚だしく相違した文化の所有者であつたと考えざるを得ない⁽¹⁵⁾のである。

註(1) 景行紀の記事は中國の史書から文章をかりた疑いがあり、年代等も信を措き難いが、前者については他の文獻から裏付けられる場合以外には採用せず、後者の疑いに對しては書紀の編纂當時の人々にとつて甚だしく不自然な描寫でなかつたとする見解に立つて利用しているから、史料としての價値に危険性はないものと信ずる。

(2) この詩は吉田東伍博士が「大日本地名辭書」中に異説を述べているが、詳しく内容を檢するに僧侶に贈つた詩とは認められないから弘仁六年正月陸奥守に任せられた小野嶺守に贈つたものと見なし、ほゞ同じ頃の作として扱つた。またその内容についても詩であることを考慮し、景行紀と同様他の裏付けを俟つて引用した。

(3) 諏訪大明神繪詞の記述は奥羽のエゾの事實とは記していないが、その内容を検討した上で、金田一博士の説に従い、これを内地のエゾの風俗として採用した。

(4) 例えば延暦十九年五月二十二日(類聚國史)、弘仁十一年六月十一日(同上)條等に見える。

(5) 「常陸國云。依去年十月格。須經六年已上夷俘口分田收其租。而夷俘等雖霑厚恩。未免貧乏。伏望暫免田租。以優夷狄者。許之。」(類聚國史)。

(6) 夷民雜居の状態を示す史料としては景行紀四十年秋七月、延暦八年八月三十日(續紀)、元慶四年二月二十五日(三代實錄)條等を擧げ得る。

(7) 煩を避けて一々史料を列擧しないが、エミシに關する六國史の記載を通讀すれば明らかに知られる。なお菊池仁齡氏「奈良平安時代の奥羽經營」一八一頁以降に史料が纏められている。

(8) 例えば延暦十七年四月十六日(類聚三代格)、同十九年五月二十二日(類聚國史)、弘仁三年六月二日(同上)、同四年十一月二十一日(同上)、貞觀八年四月十一日(三代實錄)條等はその一例であるが、到底列擧しがたい程の記録が存する。

(9) 三代實錄元慶三年三月一日條などにも多數の擔夫が見えている。これについて併せ考うべきは後代の國內戰に於いては、その必要がなかつたと見え、輜重兵科の發達が見られないことである。

(10) 「停出羽國山夷祿。不論山夷田夷。蘭有功者賜焉。」と見える。

(11) 後代松前藩が北海道アイヌに對して農耕をさせぬ方針を採つたことが併せ考えられる。

(12) 晋書肅慎傳。

(13) 北海道史によると明治初期の北海道アイヌは馬を知らず大いに怖れたという。いつ彼等が馬の飼育を止めたか大きな問題であるが、他日論ずることとしてこゝでは省略する。

(14) 近世の北海道のエゾは漁業を主とし狩を併用しているが、一部にはヒエの類を栽培するものも見られた。この程度か或は更に一層原始的な農耕が上古のエミシに行われなかつたとは斷言し難い。むしろその存在を推定すべきであろう。北海道アイヌの農作については三國通覽圖說などに記述がある。

(15) 俘囚に就いては異説もあるが夷俘と同様捕虜としたエミシを指すものと解した。その理由については機を見て詳述したい。

二、エミシの衣服

生業と並んで一瞥を加うべき衣服に關しては、わすかながらその原料を推察し得る記録があつて、これを逸するわけにはいかない。性靈集には「老鷗目猪鹿裘……不佃不衣逐麋鹿云々」とある。即ち彼等が養蠶を知らず、その結果絹を有せず、専ら猪、鹿などの皮で製した衣服を用いたことが知られるのであり、またさきに引いた延暦六年正月二十一日の太政官符には「賣此國家之貨買彼夷俘之物。綿既着賊襖胃鐵亦造敵農器云々」とあつて、彼等との交易品に鐵と並ん

で綿を擧げているから、エミンが綿の栽培を知らず、好んで綿—綿布を輸入していたことが解る。即ち彼等は本來布すらも持たなかつたに相違ない⁽¹⁾。これらを裏書する實例として類聚國史に延曆十九年三月一日出羽介石川清主が俘囚を優遇する度を失し、勅によつて譴責を蒙つた記事を載せているが、その中に「俘囚等冬衣服。依例須絹布混給。而清主改承前例。皆以絹賜。……因各給絹一疋。綿一屯。云々」とあり、大同元年十月三日の勅(類聚國史)には「(前略)祿物衣服。公粮口田之類。不問男女。一依前格。云々」とあつて、彼等に衣服を與えるのが常例となつてゐる。更に類聚三代格延曆十七年四月十六日官符には「狩漁爲業。不知養蠶。」とあつて、性靈集の示す所が單なる詩上の舞文ではないことを裏書して居り、ひいては景行紀四十年七月條に「衣毛飲血」とあるのも強ち否定することが出来ない。それ故彼等が狩獵生活を營み、農耕民に非ずと考へざるを得ないことが、こゝに再び確認されるであらう。たゞ今日のアイヌの如く、木皮草莖の類を用いたか否か、或は衣服の形態、製法などについてはこれを記すものがなく、知る由もないのは遺憾である。

註(1) 後世の記録であるが北海道アイヌが木綿などの纖維製品に乏しく、好んで木綿古着衣類を交易したことが「蝦夷草紙」その他に見ることが併せ考へられて興味深い。

三、エミンの武器

エミンの武器としては先づ弓矢を擧げねばならない。彼等が多く弓矢を用い射術に長じていたことを示す記録は枚擧に遑なきほど數えられるが、その主要なものを擧げれば、景行紀四十年七月條に「是以箭藏頭髻」とあるのを始め、齊

明紀所引難波吉士男人書に、引率したエミシが唐天子に弓三、箭八口を獻じたことが見え、降つて性靈集には「髻中挿著骨毒箭。……彎弓飛箭誰敢囚。苦哉邊人每被毒。云々」とある。更にその事實はシナにも傳えられたと見え、半ば傳説化しているが新唐書東夷傳は「珥箭於首、令人載瓠立數十步射無不中」と記し、通典の邊防、蝦夷の項にもほゞ同様の記事が見えている。また試みに六國史に現われた對夷戰鬥の狀況を検すると、續紀延曆八年六月三日條に見えた衣川の戰に於いては「官軍の戰死二五、矢に當る者二四五、溺死者一〇三六」とあつて、溺死を除いた戰傷死者の悉くが賊の矢によるものと思われ、降つて三代實錄元慶二年六月七日條には秋田城附近の戰況を敘して「(前略)將官軍五百六十人。湏候賊類形勢。路遇賊三百餘人合戰。射傷賊十九人。官軍被傷七人。貞道中流矢而死。……奪取賊弓卅一。靱廿五。(中略)權掾有房殊死而戰。殺賊數人。賊矢中左脚。被瘡逾厲。軍無後繼。挺身逃歸。云々」とあつて、やはり射戰がその中心となつてゐることが知られる。しかもエミシの射術は我に著しく優り、續後紀承和四年二月八日條には「陸奥國言。劍戟者交戰之利器。弓弩者致遠之勁機。故知五兵更用。廢一不可。況復弓馬戰鬥。夷獠生習。平民之十不能敵其一。然至于弩戰。雖有萬方之獷賊。不得對一弩之飛鏃。是即威狄之至尤者也。」と云い、わずかに弩を使用することによつてのみ壓倒し得ると述べてゐるのは面白い。その傳統は遙か後代に及んで、毒矢の猛威と結び、「エゾの附子矢」として畏怖と興味の的となつてゐる。諏訪大明神繪詞に「彼等が用(ふ)る所の箭は魚骨を鏃として毒藥をぬり纒に皮膚に觸れて其人斃すと云事なし。」、氏郷記卷下に「此時毒矢を射させんとて夷人を少々被召連。彼等皆頭に半弓をはめ、矢は箆に負へり。其形は人間にて身には殘る所もなく毛生恐し氣なる風情にてさながら牛に異ならず。」、三河後風土記に「松前志摩守は毒箭を射させん爲夷人少々召連來る。其體尤異形也。身毛大に長じて頗牛に異らず、半弓を頭に當て、胡籬

を腰にさす。彼夷人の發する矢は敵に不中といふ事なく、縦ひ薄手の輩も死ざる者なかりけり。」南部根原記の「爰に松前志摩守毒の矢射させん爲とて蝦夷人共餘多連れ來る。其體深目長鬚にして云々」とあるなど、或は夫木集に載せた「あさましや、千島のえぞが作るなるどくきの矢こそひまはもるなれ、左京大夫顯輔」の歌とか、その註釋として袖中抄卷二〇に「顯昭云とくきのやとはおくのえひすは鳥の羽のくきに附子といふ毒をぬりてよるひのあきをはかりて」といへり。附子矢といふはこれなり」など、見えているのはその好例である。

なお性靈集に「彎弓飛箭誰敢囚。苦哉邊人每被毒。」の句が見え、平安朝初期のエミシが既に毒矢を用いていたことは特筆に價する。六國史その他の史書には毒を利用する記載を未だ見出し得ないが、空海の作詩にこれを見ることはまことに興味深きものがあり、諏訪大明神繪詞、氏郷記、袖中抄などの記述を通じ、今日のアイヌの「プシ」にまで脈絡を辿り得るのは強ち偶然とは思われぬ⁽¹⁾。

性靈集にはなお見逃すことの出来ない貴重な資料が見出される。即ちエゾが當時骨鏃を用いたことを明示した「髻中挿著骨毒箭」の句である。骨鏃は諏訪大明神繪詞の中に見え、古川古松軒の「東遊雜記」などにも記されているから、骨製の鏃が彼等の間には古今を通じ、一般的であつたことが知られるのであるが、石鏃の使用された記載を見ないのは注目すべきである。この事實は骨鏃が毒を塗る溝等を附すのに便利な爲に石鏃よりも後代まで引續き使用され、一方その毒が當時の人々には恐怖の的となり、文献の上に特記されている結果に基づくと思われる。なお最後に吾妻鑑元仁元年二月二十九日高麗人の弓を見た記事に註して「假令如常。但頗短。似夷弓。以皮爲弦。」とあり、更に三河後風土記、氏郷記、東遊雜記などの史料によつて、奈良、平安朝のエミシと鎌倉時代以後のエゾとが全く別個のものである確證が

擧げられない限り、彼等の弓が一貫して短弓であつたと想像し得ることを附記したい。これは彼等の系統を論ずる上に大きな手懸りとなるであろう。喜田氏が注意したように青森縣是川の繩文文化遺蹟出土の弓は短弓である。⁽³⁾

弓矢と並んで考うべきは刀劍、矛鎗の類である。然るにエミシがこれ等の利器を用いた記録は甚だ少い。前掲承和四年二月八日の記載を見ても、單に弓戰弩戰を論じて、一言も刀劍の類に及ばない。恐らく彼等の間に廣く用いられたのであろう。わずかに性靈集には「手上每執刀與矛。……走馬弄刀如電擊。」とあるが、他にこれを裏づけるに足る古い資料は見當らない。たゞ更に時代の降つた元慶二年六月七日條には前引の秋田城附近の戰に引續き「(前略)俄爾遇賊。拔劍相鬪。斬首二級。……更有賊五人。着甲冑伏隱草中。遣輕兵百餘人。追射殺三人。奪鞍馬弓矢靱劍等物有數。」とあつて、この時現れたエミシは甲冑を着し、劍を帶び、殆んど内地人と同じ武裝をなし、近接格闘を演じたらしい。こゝに始めて内地人と多く變らぬエミシが出現していることは注意すべきであらう。たゞこの戰は先にも述べたように俘囚の叛亂であるが、直ちに彼等本來の姿を示すものとは斷じ得ない。それ故エミシがいつの頃から鐵の刀や矛を用いていたか、右の記事からは遽かに考察を進め得ないのである。この點については後段に於いて文化階梯を考察する際に改めて論ずることにしたい。

次に甲冑について見ると、元慶二年の叛亂に甲冑を着したエミシが出現したことは右に引用した記事から知られるが、さすがに性靈集にも甲冑に關する語句は見當らず、古くから彼等の間に甲冑があつたとは思われない。諏訪大明神繪詞には「丈夫は甲冑弓矢を帶して前陣に進み云々」とあり、中世のエゾは日本の甲冑を輸入して着用したと見える。元慶の記事もその古い實例を示すものであろうか。その甲冑は彼等が俘囚として恭順の意を表している際に入手したものも

あるべく、同時に秋田城が賊手に落ちて甲冑三百領が奪われたとか、またほゞ同時に革短甲三百四十七領、冑五百三十三枚が焼かれ盗まれた記録があるから、我方から奪取した戦利品がそのまゝ使用されたこともあると思われる。たゞ、それら甲冑の利用がどこまでも一般化されたか、また彼等の手によつて製作されるに至つていたかは甚だ疑わしいと云わねばならぬ。恐らくそのようなことは見られなかつたであろう。中世以後のエゾの鎧は海獣の皮で作られたと云い、アツシに割竹を添えたものもあると云われるから、彼等に於いては鐵製の甲冑は遂に普遍化されるに至らなかつたものと想像される。

甲冑と並んで防禦兵器として重視されるのは楯である。我國の楯は恐らく大陸から傳えられたものと思われ、近來主として前期の古墳から革製と覺しきものが發見例を増し、石上神宮には鐵製のものが保存されていることは衆知の事實である。また埴輪にも現わされ、中には之を用いている有様を示したものが見られ、古墳の壁畫にも畫かれているが、後世次第にその使用が廢れて居り、わずかに陣地用のものが残存した。既に對夷戰鬥に當つては、わずかに元慶五年四月廿五日の記録に「楯五十三枚」と見えているにすぎない。楯の發展を見なかつた大きな原因は鎧の發達にありとも考えられるが、平原に乏しく、且つ森林が發育した我國の地形が、遮蔽に好都合であり、諸外國と異つてその必要性を減じた爲であろう。弓戰を主としたエミシにその使用が見られなかつたらしく、記録に全く現われないのも、かような地形を敏捷飛禽の如く馳驅した彼等にとつて恐らく不必要であつたからに相違ない。甲冑の發展しなかつたのもこれと同じ理由に基くものかもしれぬ。

註(1) 毒矢は滿洲方面に多く行われたものらしい。後漢書挹婁傳などにその存在が見える。エミシの毒矢もこの方面の影響である

うか。金田一京助博士の「アイヌの研究」三二頁及三九一頁に北海道アイヌにこの方面との文化的關聯を認め得ると述べられてゐるのも注意すべきであらう。

(2) 近世の北海道アイヌに關する史料は煩に堪えない故、一、二代表的なものを擧げるに止めた。

(3) 喜田貞吉博士「蝦夷弓に關する臆説」東北文化研究第一卷、第五號。

(4) 三代實錄元慶二年六月七日、同四年二月十七日、同五年四月二十五日條參照。

(5) 金田一博士「アイヌの研究」六二頁。

(6) 佐藤雨山氏「松前夷亂記に見えたるアイヌの武具と戰法」東北文化研究第二卷、第二號、一八〇頁。

四、文化階梯

エミシが石器時代の文化階梯に止つていたか否かを明かにすることが、エミシの文化を考察する上に基礎的な課題であると思われるが、これに關しては古くから論議され、特に昭和十年頃に於いて、喜田博士はエミシの石器時代は鎌倉時代に及んだとされ、山内清男氏がこれを駁する⁽¹⁾あり、大いに學界を賑わせた。今日では多くの人々が、エミシが長く石器時代に低迷したことに就いては懷疑的であるように思われるが、なおこの問題が十分解決されたと云い難い現況にある。前項までに縷述した所は文化諸相の一端を採り上げたに過ぎないが、若干の新しい示唆を與え得るのではないかと思われるので、こゝに一應の概括を試み、文化階梯の研究に資することとする。

最初にエミシの生業を顧みると、彼等が農耕を主體とした經濟生活を行つたとは見做し得ず、狩獵漁撈を主とし、牧畜を併用し、いかに慾目をもつてしても若干の植物栽培を行う程度の、所謂採集經濟の段階に止つていたことが疑いなし。羽原氏が「アイヌ社會經濟史」の中で説かれたように、この段階を直ちに新石器時代に充てることは如何かと思わ

れるが、進歩した金屬文化を享有したとは受取り難いものがある。

更に金屬がその性能を最もよく發揮し、恐らく最初に金屬化されるであろうと思われる武器について見るに、鏃には骨鏃が後代までも主用されたことが記録に明記されて居り、その事實は假に金屬を知つていたとするも、なお補給が十分でなく、實際使用の上に於て最も消耗度の高い鏃などには到底利用するに至らなかつた結果と推定される。従來エミシが石器を使用したことを確證する文献が見當らず、逆に續日本後紀、三代實錄に五度に互つて出羽國に石器發見の記事が見え、その最初の例である承和六年十月十七日條下に「自然隕石似鏃」とか「故考未會見」とか記されている爲に、エミシが石器を使用していなかつた事實を示すものとされ、従て石器時代に非ざる有力な證左と考えられて來た。併し乍ら、これ等の記事を詳細に玩味すれば承和六年を距ること僅かに廿九年の貞觀十年四月十五日の記事から以後の三例には明かに「石鏃」と記されて居り、若しその間にこれ等の奇怪な石が遠い昔の石器時代人によつて使用された石器であることが知られ、その正體が曝露されたのであるならば、引續きこれを怪異視することはあり得ない。これ等の記録は「石鏃が何者であるか」という知識の問題ではなく、この時代に上下を風靡した陰陽思想の一つの發現にすぎないものとする。即ち「本來石のない土地に見出された」とか、「降雨雷鳴を伴い天から降つた」とか、「征夷に關係の深い神社や、前進根據地の秋田城、或はかつて肅慎の來寇した飽海郡の海濱など、發見の場所に特殊の關係のあること」、更には「鋒が一定の方向へ向いていたこと」などに關心が寄せられている點が注意される。それ故これ等の記事からエミシの石器使用の事實を否定し得るものではない。假に一步を譲り、この當時既に彼等が石器時代を脱していた爲に、その何物であるか理解されず、奇怪視されたのが事實であるとしても、特に注意が拂われない事柄は豫想以上急速に

忘れ去られるものであり、それを以て承和、貞觀の頃より遙かに溯る時代に、早くも彼等が石器の使用を止めた證左となさるべきものではない。また石鏃の記事が見えず却て骨鏃が記録に見えるのは、武器の項に於いて述べた如く、骨鏃に毒が塗付されていた結果特に注意されたものと認められ、むしろ石器の使用は一般的であつたからこそ文献に現われなかつたものとさえ稱し得るかと思われる。

次に刀、劍、矛とあるものはこれが鐵製であることは論を俟たぬであろう。東北地方からは青銅器の發見が皆無であるから、青銅文化の存在を考慮すべき必要は認められぬ。既に述べた如く性靈集には刀、矛の使用が記され、元慶二年六月七日條（三代實錄）の記事には劍が用いられたとあり、これ等鐵製利器の存在が窺われるのであるが、前者は弘仁六年小野岑守が陸奥守に任ぜられた時の作であり、後者と共に九世紀に入つてからの所見であつて、古い記録には鐵器の使用を推すべき記事が見當らない。却て令を繙くと「關市令」に次の條が見出される。即ち「凡弓箭兵器。並不得與諸蕃市易。其東邊北邊。不得置鐵冶。」とあつて、異種族と見なされる者に對しては兵器を與えることを避けて居り、特に東邊北邊、即ちエミシの住地である陸奥出羽方面は鐵の製鍊所の設けをすら禁じているのである。前項は國內兵器の優秀性を以て解釋し得るかもしれないが、後者は若しエミシが既に鐵器時代に入り、自ら製鐵の技術を自由に驅使していたものとするれば、無意味の措置と云うべく、エミシのなお石器時代に止つていたことを示すものと云えよう。

ところが屢次引用した延暦六年正月廿一日の官符には「賣此國家之貨買彼夷俘之物。綿既着賊襖胄鐵亦造敵農器。云々」とあつて、關市令の規定は必ずしも遵守されず、我方の鐵器類が多數彼等の間に流入しつゝあつたことが窺われる。而して「造敵農器云々」と云う記述の仕方は、この頃奥地に住する化外のエミシの間にも農耕の風が次第に浸透しつゝ

あり、同時に鐵製農具の製造技術さえも、彼等の中に會得されつゝあつたものと推察されるのであつて、關市令の規定とこの官符との内容を比較する時、その間にエミシの文化が著しく發展を遂げつゝあつたことが推測されるのである。⁽²⁾ それ故元慶二年六月七日條の記事や性靈集の詩に鐵製利器が出現してもさして驚くには當らない。それが俘囚の状態を示すものと認められると同時に、性靈集の一節の如きは詩の表現である爲に、一貫してエミシを舊來のまゝの常識に従つて蠻族視し「不佃不衣云々」と云い、他方その勇猛恐るべき點を強調するに當つては、當時最新の傳聞に従い、刀矛の存在を記したのではなからうか。ともあれ以上を通じ、農耕の場合と同様、延暦前後からエミシの文化は著しく改善され、鐵器時代へと移行しつゝあつたと認め得るであらう。

更に右の私見を裏づける興味ある事實が他にも存在する。いま眼を轉じてエミシ叛亂の記録を通觀すると、奈良朝初期に至るまではさして大規模なものを見なかつたと思われ、和銅二年三月に於ける巨勢麻呂及び佐伯石湯の征討は五ヶ月にして都に凱旋し⁽³⁾、養老四年九月の叛に際し、征夷大將軍に任ぜられた多治比縣守は七ヶ月にして復奏し⁽⁴⁾、神龜元年四月の陸奥海道のエミシの叛は、藤原宇合により同様七ヶ月に至らずして鎮定されている⁽⁵⁾。それに要した軍隊も記録には見えないが、さほど大兵力ではなかつたに相違ない。次いで天平九年大野東人の陸羽間の連絡路を開通する遠征に參加した兵力は續紀同年四月十四日の奏言によればやゝ多く約六千であつた。ところが寶龜年間からエミシの反撃は急激に強力となつたものゝ如く、寶龜七年二月に官軍の用いた兵力は陸奥に二萬、出羽に四千と記され⁽⁶⁾、延暦七年には東海、東山、坂東の兵五二八〇〇人の動員を計畫して居り、實際翌八年六月の征戰に參加した兵力は二七四七〇、これに輜重一二四四〇を加えると實に三九九一〇人に達している⁽⁸⁾。次いで延暦十三年の兵力は十萬と稱せられ⁽⁹⁾、同じく二十年には

四萬⁽¹⁰⁾とあり、降つて弘仁二年三月文室綿麻呂の爾薩體、幣伊の敵を討つに當つては二六〇〇〇⁽¹¹⁾、同五月には一九五〇〇と記されている。⁽¹²⁾

これに對して直接戦線に出現した賊の數は特に多い場合を擧げると天應元年六月に四千餘人と見え、延曆八年六月衣川の戦に於ては三百、八百、四百、計一五〇〇のエミシ軍が三隊に分れて戦鬪に参加している。⁽¹⁴⁾ かく彼我の兵力が增強された點は特に注目を要するが、これはエミシの兵力が増大した結果、征夷の軍も従つて大規模な動員を餘儀なくされたものと見られ、彼等の人口の増加、團結力の強化と共に文化の躍進、經濟力の發展をその根底に見出すべきであろうと考える。その他續紀延曆八年六月十七日條には賊の村十四、宅八百を焼き亡ぼすと見え、三代實錄によれば元慶二年七月十日條に敵村十二、舍宅兵糧を焼いたとあり、同年六月七日條には賊の米穀備稻多數を奪取したとあつて、これ等の記録は彼等の間に農耕が次第に發達しつゝあつたことを物語つてゐる。右の延曆八年の記事によれば一村の戸數は平均五七、これは江戸末期に於ける北海道アイヌの一村二十戸以下と比較すると大なる差異があり、北海道アイヌが狩漁を生業とした事實と併せ考えて農耕生活者の聚落、社會構成を窺わしむる。即ち延曆頃から以降のエミシは既に昔日のエミシではなく、ある程度農耕に熟し、人口も増大し、村落構成にも變化を見つゝあつたかと思われる。これを景行紀四十年七月條の「男女交居。父子無別。冬則宿穴。夏則住櫟。」とか、齊明紀の引く伊吉連博德書に「屋舍なく、深山の樹の本に住む。」とあるのと對比する時、その相違に瞠目せざるを得ないであろう。かくて寶龜以後エミシの叛亂が飛躍的に大規模となり、朝廷の國力を傾けての征討も屢次失敗に歸するに至つたのは全くエミシ自身の文化が躍進し、經濟的基盤に變化を見た事實を除いては理解し難いと思われる。その原因は朝鮮半島放棄後に於ける大和朝廷の東北に向つ

た膨張政策が彼等を強く壓迫する結果となり、その教化も進んだ反面、奥地に追われ次第に窮迫した彼等が試みた一連の反抗であり、一種の民族的な目覺めと共に内地文化の攝取も急速化したものと考えられる。そこにヨーロッパに於けるいわゆる三大文化編年を超越した文化の躍進が見られたのであろう。或はこの時代が彼等の短いながらも、最も光彩を放つた時期であつたかもしれない。更にかような傾向を助長したものに蝦夷に捉えられ、或は進んで彼等の中に身を投じた日本人の存在を考慮すべきであらう。この點については次節に詳述するが、時によつてはエミシの中に混じた日本人は豫想外に多かつたのではあるまいか。ともあれ律令制定當時の史料と寶龜以後のそれとが示す所に上來屢次差異の認められる理由はかく解することによつてのみ初めて理解されるであらう。

やゝ岐路に入つた嫌いはあるが、右に述べた所により、エミシが石器時代を脱して鐵器時代に入つたのは意外に遅く、恐らく奈良朝中朝以降ではないかと想像される。併し萬¹⁵一些少なりとも鐵製品を所有する場合を悉く鐵器時代と定義するならば、遙かに時代を溯らしめる必要があるが、彼等自身がその製造を行い、利用が一般化した時代を採るならば、恐らく右の時代よりさほど遠いことゝは思われぬ。又その頃まで石器時代にあつたとする考えを否定すべき有力な證據は少くとも文献の上からは存在しないと斷じても差支えないであらう。

註(1) 雜誌「ミネルヴァ」第一卷(昭和十一年)

(2) 關市令の規定は奈良朝末までは概ね遵守されたものと認められる。ところが鐵、綿に關する禁令が馬の賣買のそれと並んで延曆から現われることは、一般の律令政治の頽廢、綱紀の弛緩が此の頃から甚だしくなつたことと相應するものと思われる。而してこの規定が守られ難くなるにつれ、エミシの鐵器使用も一般化したものではあるまいか。

(3) 續紀和銅二年三月五日、同八月二十五日條。

- (4) 續紀養老四年九月二十九日、同五年四月九日條。
- (5) 續紀神龜元年四月七日、同十一月二十九日條。
- (6) 續紀寶龜七年二月六日條。
- (7) 續紀延曆七年三月三日條。
- (8) 續紀延曆八年六月九日條。
- (9) 後紀弘仁二年五月十九日條。
- (10) 同右。
- (11) 後紀弘仁二年三月二十日條。
- (12) 後紀弘仁二年五月十九日條。
- (13) 續紀天應元年六月朔日條。
- (14) 續紀延曆八年六月三日條。
- (15) 喜田博士の主張する繩文文化遺蹟から宋錢の發見された事實は、筆者にはなお疑問があり、暫く問題とするのを避けた。

五、文化様相の問題

エミシ本來の文化相及び文化階梯は上述した所でほど明かにされたとする。併し乍らその時間的變遷の跡を注意して辿つてみると、さきに指摘しておいたように史料の上に、常に相反した様相が並び存している點に氣がつく。即ち靈龜、天平の古い頃にも早くも編戸の民となる者があると同時に、彼等が農耕に熟していなかつた證左は九世紀に入つた弘仁年間の記録にも見え、降つては「諏訪大明神繪詞」にも記されている。甚だしきに至つては延曆六年正月二十一日の官符に「冑鐵亦造敵農器」とあつて、農業に従事する者の存在を知つてゐることが明かであるにも拘らず、同十七年四月

十六日の官符には「件俘囚等。恒存舊俗。未改野心。狩漁爲業。不知養蠶。」と正反對の記述をなしているのはまことに不思議と云わざるを得ない。性靈集の詩句に於いても、同様文化階梯に關する個所に若干の混亂が見られる。この點に就いては一應俘囚と化外のエミシとの間に見られた文化上の差異として説明さるべきことを記しておいたが、この問題は次の考古學上の所見を検討する際にも立論の基礎をなすものであるから、更に明確にしておく必要がある。即ち空間的並びに時間的の兩面からエミシと日本人との交渉を見なおし、その實相を究明して見たい。

先づ空間的、即ち地理的な面からすると、兩者の接觸交渉は常に同一地域に於いて行われたものではないことが知られる。出羽方面にあつては内地勢力の進出は海路を利用して試みられ、要津を確保し漸次周圍に擴大發展する策がとられた結果、阿倍比羅夫の時既に最北の秋田、能代にまで進んだ爲に明瞭に跡づけ得ないけれども、陸路によつた陸奥方面では接壤地域の北遷をば順を追つて確認することが出来る。即ち奈良朝の初頭に於いては仙臺平野の南端に近い名取に軍團が置かれたに止るが、神龜年間に多賀城を築き、色麻、玉造、牡鹿、新田の諸柵を前進根據地として漸く仙臺平野一帯を制壓するに至つたらしい。次いで北上川下流域では天平寶字二年に桃生城に進出、山地に添うては神護景雲二年仙臺平野北西端に伊治城を營造するに及び岩手縣境附近に達した。續く延暦の征討によつて衣川を越えることが出来、膽澤城が築かれ、ほと時を同じうして志波城に進み、弘仁年間に至つて爾薩體、幣伊附近に前線を推進し得たのである。かくして六國史の最末期に至り、漸く岩手青森縣境附近に中央の勢力が及んだのであつて、仙臺平野からこゝに至るまで實に百年を要して居る。この實情からすれば、逆に大規模な國家的征討の見られなかつた奈良遷都以前には夷地の境界が一層南方に存したことを推さしめる。即ち我方の壓力が加わるにつれてエミシの居住地は蠶食され、次第に北方へ

壓迫されて行つたのであり、境界線の北方への移動が明瞭である。史上に現われたエミシとの接觸は實にこの境界線を中心に行われたものであり、時代が降るにつれて北方に遷り變つてゐる。以上は極めて明白な事實であるが筆者の所論はこの點を改めて確認する所から出發する。

さてその境界地帯に於いては古くから夷民雜居の状態が見られた。特に官の力を藉りるまでもなく、パイオニアとしての一般民衆が新しい土の開拓に努めていたのであつた。景行紀の記事が既にその片鱗を示して居り、降つては延暦八年八月三十日(續紀)、元慶四年二月二十五日(三代實錄)條の記載がこれを裏書してゐる。そこには必然的に兩者の文化交流が開かれたのであるが、未開人の常として新しく高度文化保持者の侵入を受けて、一部進歩的な分子がこれに進而同化せんとする一方、保守派の者は強いて接觸を避けて奥地に遁入し、なお舊來の生活を墨守することに努めたのではないかと思われる。むしろ後者の方が大多數であつたと見てよい。また意志の有無を別とするも境界線に近い者は多少とも内地文化の影響を受けたであろうが、遠く離れた土地に住む者にはその影響が案外乏しかつたことも容易に想像し得る。それ故境界線が推進される度にこれ等未開のエミシが新たに接觸を餘儀なくされて來る。このような事實が繰り返されたからこそ年代の先後とは無關係に文化程度の低いエミシが現われる。と同時に、他方では同じ俘囚でありながら同化が完了して内地人と何等異らぬ者が存在しているのである。云うまでもなく新たに捉えられた化外のエミシや、保守的な者は「狩漁爲業、野心難馴」きものであり、多少とも進歩的な者は官位を授けられ、褒賞に預る者であつた。⁽²⁾中には我軍に加わり、⁽³⁾或は私稻を出して給恤を行い、⁽⁴⁾早く差別を撤して公民とならんことを願う者すらも存したのである。⁽⁵⁾我々が問題とするものは後者に非ずして前者の本質如何であらねばならない。

更に彼等兩者の間には社會構成、文化階梯にも大なる相違があつた。既述した以外になお興味深く思われる史料は、前節に引いた延暦八年の記録から推し得た接壤地帯のエミシの一村邊り戸數平均五七に對し、約九十年後の元慶三年降伏を願ひ出た渡島のエミシは夷酋一〇三人が種族三千を率いたとあり、一戸五人とすれば一人の酋長の配下は六戸となつて恰も江戸時代に狩漁を以て生活した北海道アイヌの村落規模と匹敵するのである。恐らく前者は農耕社會であり、金屬器使用の段階に達していたのに對し、後者は奥地の住民であつたが爲に、年代の遅れているにも拘らず、一層未開な生活に止つていたのであろう。

このような關係は單に奈良、平安時代に止る現象ではなく、我國史の全てを通じて見られたと云うも過言ではないと思う。俘囚は古く景行紀四十年、同五十一年條の日本武尊が捕えたエミシに初まり、應神紀三年十月條にも見え、雄略紀二十三年條には彼等の軍隊すら存在したと記される。ところが同時に仁德紀には上毛野田道、舒明紀には上毛野形名がエミシ征討に向つた記事が見え、その状態が少しも異つていないことが知られるのであり、「伊吉連博德書」に見える「エミシに三種あり。遠き者は都加留。次は鹿蝦夷。近き者は熟蝦夷と名づく。」とあるのは全く化外のエミシと俘囚との存在を示すものに外ならない。更に時代を降して考察すると諏訪大明神繪詞に見える「渡黨、日の本、唐子」の三種が同じ關係にあつたことが知られ、江戸時代の北海道のエゾにも寛文九年獨立派のシャムクシャインが反對派の主張を抑えて叛亂を企てたり、松前藩のいわゆる「お味方蝦夷」の外に、舊來の生活をそのまま續けた奥地のエゾがあつて、上古のそれと全く同一の状態が、たゞ舞臺を北海道に移したゞけで繼續していたのである。文化の程度から見ても、江戸時代に及んでさえ青森方面のエゾの殘黨は漁業を專業としていたと記録され、千島のエゾは石器時代に止つていたこ

とが明かである。また博徳書、諏訪大明神繪詞が彼等を三種に區分しているが、江戸時代に於いても松前藩に屬するエゾと、北海道東部の化外のエゾの外、更に一層低い文化階梯にある千島のエゾが存して、文化的に三段階をなしていた事實は彼等の状態が常に相似たものであつたことを示すものであり、決してそれらが暗合ではないことを主張し得るのである。その間實に一千餘年の年月が経過している。

右に述べたようにエミシ(エゾ)と内地人との關係は上古から殆んど今日まで、極めて長年月に互つて同じ様相を、たゞ所を變えて持續して來た。即ち少くとも江戸時代の初頭まで、内地に於いても東北邊土に兩者の對立並存が見られたのであり、ある時期に於いて忽然と古いエミシとその文化が内地から消え失せたのではない。勿論その分布區域には大差があり、また各地區に於てはその時々⁽⁸⁾の状況に應じて遲速の大きな距りが見られたとは思われるが、少くとも文化の傳播、交流が一朝にして成るものではないことが明かにされたであらう。一部の⁽⁸⁾人々が此の重大な事實に眼を背け、一律に文化の段階を以て時間的にも、空間的にも處理しようとする態度には賛成し難いものがある。

かように論じ來つて結論は自ら明かであり、エミシの叛亂が多くは内地人の苛酷な誅求、蔑視、失政に基くものであつたと認められ、俘囚を中心とするものであることが察せられる以上⁽⁹⁾、それに應ずる奥地のエミシを交えた農狩兩生活者の連合軍が活躍したと思われるから、その際生起した事件を記録した史料や、その後の處理に關する幾多の記述の上に、一見甚しい矛盾が生ずるのも當然と云えよう⁽¹⁰⁾。即ち特に陸奥、出羽の現地に殘された俘囚は進歩派であり、頑冥な保守派とか、新しく捕虜とした文化の低い奥地の者を内地へ移住せしめた形跡があるから⁽¹¹⁾、案外諸國の俘囚に未開の者があり、陸奥出羽に進歩的な俘囚を見るのも不思議ではない。内地人に同化を欲して進んで農耕に従事し、或は協力を

惜しまぬ俘囚と、自ら文化の改善に無關心であつた者とが甚だしい文化上の差異を示したことは疑問の餘地がないであらう。たゞ筆者は奥地のエミシが必ずしも農耕その他高度の文化を受け入れなかつたと斷ずるものではなく、勿論その中にも進歩的な分子も混じり、俘囚を通じなどして新しい文化を攝取した者もあることを考慮している。また後述する如く、特殊な場合には止むを得ず、進んで新來の文化を迎えることを餘儀なくされることもあり得たのであつて、そこに一層文化進展の遲速が大差を生じ、時には意外の飛躍を見るのである。延暦年間を中心に一つのエポックを認めたのは全くこの現象を想定した爲に外ならない。⁽¹²⁾ともあれ文化の流動、傳播は決して單純な途を辿つたものではないのである。

最後に見落すことの出来ないのは日本人にして奥地に入り、エミシの文化向上に預つた者が存したらしい點である。即ち自發的にパイオニア精神に燃えて夷地に進み入つた者もあらうが、叛亂に際して兵士、擔夫に徵發されることを忌避し、或は重税に堪えかねて夷地に逃亡した者も少くなかつた。續紀實龜三年十月十日條には「下野國言。管内百姓。逃入陸奥國者。彼被官符。隨至隨附。因茲。奸偽之徒。爭避課役。前後逃入者惣八百七十人。國司禁之。終不能止。遣使令認。彼土近夷。民情險惡。遞相容隱。猶不肯出。於是官判。陸奥國司下野國使。存意檢括。還却本郷。」とあり、弘仁二年正月廿九日(後紀)條には「又陸奥出羽兩國。土地曠遠。民居稀少。百姓浪人。隨便開墾。國司巡檢。隨即收公。是以人民散走。云々」とあつて諸國の浪人の入り込んだことを窺い得、それ等の中には夷地に逃れ入つたものが少くなかつたと思われる。文德實錄齊衡元年四月二十八日の記事もその間の事情を示しており、元慶三年三月一日(三代實錄)條には「國內黎民。苦來苛政。三分之一。逃入奥地。所遺之民。承數年之弊。无自存之方。云々」と見え、右の推測を裏書している。

更に注意すべきは逆にエミシに捕えられ、奥地に連れ去られた者の存することである。續紀神護景雲二年十一月二十五日條には「大伴部押人と云う者が、我々はもと紀伊國名草郡の者であつたが、先祖大伴部直が征夷の軍に従い、遂に陸奥國小田郡嶋田村に住みついた。後その子孫が夷に捕われた爲、我々に至るまで歴代俘囚の扱いを受けて居る。今先祖の血統を明かし、王民に戻らんことを請う。」と云つて居り、同四年四月朔日條には陸奥國黒川、加美など十郡の俘囚三九二〇人が「己等父祖。本是王民。而爲夷所略。遂成賊隸。今旣殺敵歸降。子孫蕃息。云々。」と述べ、同じく公民に復歸せしめられんことを請うて共に許されている。これ等の云う所がどこまで眞實であるかは疑問であるけれども、當時かような例が必ずしも稀ではなかつたことを示すものと云えよう。また天應元年正月朔日の勅（續紀）には「又如有百姓爲皆麻呂等被誣誤。而能奔賊來者給復三年。」の句があつて、伊治皆麻呂の叛に際し、夷軍に投じた日本人の存在が明示されているのは重要である。これ等の日本人がエミシ等とどこまで親密な關係を結んだか否かは測り難いが、少くとも一部の者は彼等の文化向上に資することが多かつたに相違ない。特に中央に對して反感を懷いた者の中には一歩進んで彼等を煽動し、秩序を害するものすら存した。後紀延暦十八年二月二十一日條には「流陸奥國新田郡百姓弓削部虎麻呂。妻丈部小廣刀自女等於日向國。久住賊地。能習夷語。屢以謗語騷動夷俘心。」とあつてこれを證している。元慶二年の叛亂に全く日本人と同様甲冑を着し、刀劍を振つて格闘する賊が現われていること等から推して、エミシの軍隊に日本人の混在したことは強ち否定し得ない。かゝる事實もエミシの文化を考察する上に看過することが出來ないのである。

さて本節に於いては改めて時間、空間の兩面からエミシの文化相を究明し、その結果彼等の文化の程度は必ずしも常

に一樣ではなく、各種の段階が見られること、同時にそのような様相の生じた理由を論證し、我々の研究對象は俘囚のそれではなくして、化外のエミシであるべきことを明かにしたのであり、その結果さきに試みたエミシ文化の復原が一層強固な基礎を得るに至つたのである。

註(1) 前引續紀靈龜元年十月二十九日、同天平二年正月二十六日、後紀弘仁二年二月八日の各條參照。

(2) その史料は煩を避けて引用しない。菊池仁齡氏「奈良平安時代の奥羽經營」一八一頁以下を參照されたい。但し進歩派と保守派の對立抗爭は彼等の傳統的な宿命とも云うべく、その爲我方の「以夷制夷」する政策に乗ぜられた。三代實錄元慶二年九月五日の勅に「以夷擊夷。古今上計。」とあるのはこれを證するし、註3に擧げたように我軍には多數の俘軍が參加している。又後代に於いても諏訪大明神繪詞に見えた安東太の亂とか、寛文九年のシャムクシャインの叛亂も兩派の抗爭或は彼等の内訌と見られ、前九、後三の兩役もこの例に入れ得るものかと思われる。内部抗爭こそ彼等を悲惨な末路に導いた根本の原因であり、それは最近のアイヌにも見られたのである。

(3) 後紀弘仁二年七月十四日、三代實錄元慶二年七月十日、同八月四日條の記事はその一例である。

(4) 天長五年閏三月十日(類聚國史)、承和七年三月十二日(續後紀)等の例を擧げ得る。

(5) 註1に擧げた靈龜、天平の例とか、續紀延曆九年五月五日條に見えた遠田公押人の例、同弘仁三年九月三日條、同十三年九月廿六日條(類聚國史)などが好例であろう。

(6) 三代實錄元慶三年正月十一日條。

(7) 羽原又吉氏「アイヌ社會經濟史」一五二頁に「蝦夷島記」を引いて「口蝦夷」と「奥エゾ」の相違が説かれている。

(8) 二つの異つた文化の接觸によつて生ずる結果は時間的、空間的の各種の條件以外に、各々の文化の性質、高低差の大小などによつて複雑極まる種々相を現出するのであつて、一樣に論ずることは出来ない。併し少くともこの場合に於いては急激にエミシの文化が消滅すべき要素は認められないと信ずる。なお文化接觸の問題に關しては他日詳細に筆者の見解を發表したいと考えている。

(9) 寶龜十一年三月二十二日(續紀)條に見える伊治皆麻呂の叛、類聚國史弘仁四年十一月二十一日の勅、藤原保則傳の記載などから推される。

(10) それらの場合に於いて考え及ぶ限りの解釋は上來その都度記しておいたが、結局はこの點に歸するものと信ずる。

(11) 後紀弘仁二年十月十三日條參照。

(12) 前節に於いてエミシが金屬器(鐵器)時代に入ったのが少くとも奈良朝中期以降と推定したのはこれと關係がある。但し東北地方のエミシが全てこの當時に於いて鐵器文化の段階に入ったと云うのではなく、鐵器の利用がある程度一般化した時期を指していることは云うまでもない。

六、考古學的遺物の検討

前節までに於いて文献の上からエミシの文化を復原し、その文化階梯に關しても一應の結果を得たのであるが、考古學上果してエミシの遺物が發見されているのであろうか。暫くこの點につき検討を加えて見たい。

周知の如く東北地方特に岩手縣以北に於いて最も普遍的に發見される遺物は繩文式土器であり、特にその末期と見られ、我繩文文化の最も爛熟した時期の所産と認められる所謂龜ヶ岡式土器が此の地方に豊富に出土し、その文化中樞が東北北部に存したことが確實と見られる。これに對して彌生式土器は岩手、青森、秋田の諸縣には殆んど發見されず、その發展形式とされる土師器が優勢で若干の須惠器を伴っている。しかも右の龜ヶ岡式土器と土師器以外に東北一圓に廣く分布し、エミシの遺物と認むべきものは少くとも今日では見當らない。何等かの理由でエミシの遺跡遺物が痕をも止めず亡び去つたことが確認されない限り、その何れかを以て彼等の遺したものと認めざるを得ないのである。

一方我國の原史時代を代表する高塚古墳は仙臺平野から以南にはかなり濃い分布を示しているけれども、岩手縣に及

ぶと既に退嬰の相を見せ、青森縣に入つては特殊な例を除き、一般に古墳と呼ぶようなものは殆んどその痕をも迎ふことが困難である。關東以西に於ては土師器、須惠器は相並んで後期の古墳に副葬されているから、考古學上の常識からする時は奈良時代以前に早くも土師器の文化が青森縣下に及んだとしなければならぬ。同時に彌生文化より古い縄文文化がエミシンの活躍した奈良時代までも存続したことは到底容認しがたいこととなる。特に清野謙次博士が説くように日本石器時代人がアイヌでないとするれば、エミシも亦日本人と見なければならず、従つてエミシは大和朝廷とは無關係に、古くこの地方に入つた土師器の使用者であり、中央の壓力に對抗して蜂起抗戦したものと見る外はないのである。

かくてエミシの實體は

- (1) 縄文式土器使用者。
- (2) 既に土師器を使用するに至つた縄文文化人の後裔。
- (3) 本來の日本人。

の何れかと考えられるけれども、考古學並に體質人類學の立場からは(3)が最も蓋然性が強いこととなり、前項に於ける筆者の得た結論とはかなり異つたものとなるのである。

併しながら古文献の詳細な検討の結果、エミシが狩獵生活者であり、石器時代を脱したのは案外新しい時期であつたことが推測される以上、彼等の遺物として縄文式土器を充てるのが當然のことと見なされる。多くの先入觀を取り除いた場合、東北地方に據り内地人の進入を拒んだ強力な種族であるエミシと、此の地方に絢爛の花を咲かせ、新石器文化の最高峰と稱せられる龜ヶ岡式土器の製作者とが同一種族として相應しいものであると云えよう。龜ヶ岡式土器が縄文

式土器の中で最も發達したものとされるにも拘らず、忽然として姿を没し、その衰退の過程を判然と示すことなく終つてゐるのも、エミシノ末路と一脉相通するものがあるように思われる。それ故文献の解釋が甚だしく誤つてゐない限りには、エミシを以て龜ヶ岡式土器の製作者と見なすことは略々確實と云えると思ふ²⁾。併し考古學の常識はなおそれを無條件には許容しないのである。我々は更に進んで検討を試みなければならない。

龜ヶ岡式土器は單に東北地方に止らず、關東以西に於いてはその分布密度を減ずるとは云え、遠く九州にまで及び、文献に見えるエミシの住地を越えて遙か西方に延びてゐる。また前期、中期、後期の各時期を採つて見ても、繩文式土器は同様ほゞ全國に跨る分布を持ち、若干の地方差を見るにすぎない上に、その編年關係も一應は辿り得ることが一般に信ぜられてゐる。この事實は繩文文化の終末年代が各地方毎に大差あるものではなく、全國ほゞ同時にあるといわれる所以である。

更に彌生式土器は西日本にその文化中樞を持つことが疑いなく、繩文式土器の東日本に中心を置くのと對照的であるが、それが次第に東漸し、末期の繩文式土器と接觸し、一種の接觸様式を生みつゝ進んだものと解されている。多くの人々はまた兩式土器の製作者を等しく日本人の祖先と考へてゐるから、繩文から彌生への文化の推移は單に文化の流傳と解してゐるのであり、従つて年代的には判然とした前後の關係にあるものと認めてゐる。本論に關係のある土師器が彌生式土器の進歩した形式であることは云うまでもないから、從來の考へ方に從えば繩文、彌生、土師、三種の土器は、その順序を以て古から新への三つの異つた時期を代表するものである。しかも彌生式土器の實年代は王莽の貨泉を伴出する例が次第に増したことから、西曆紀元を甚だしく降るものではないとされ、土師器を伴う後期の古墳はその下限を

概ね大化改新の前後に置くのが普通である。

右の年代觀に従えば繩文文化は全國略々同時に、既に遠く西曆紀元頃には我國土から姿を消し去つた筈のものであり、七―八世紀に及んで東北地方に華麗な實を結んでいたなどは痴人の夢に等しいこととなる。云うまでもなくこの見解は上述の結論とは相距ること甚だしきものであり、この矛盾をいかに解すべきか殆んど判斷に苦しむのである。現實の事物を取扱う科學であるからとて、果して考古學が史籍の示す所を悉く打破し得るものであろうか。或は史上に現れたエミシに關する記述は悉く作爲であり、舞文であり、虚飾であると斷じ得るであらうか。併し上來舉げ來つた各種の記録の悉くが、かくも不確實なものであるならば、史學、中でも文化史の研究は殆んどこれを放棄するの外はない。考古學の側に於いてもなお反省を要する點が皆無とは云えまい。

最初に文化の接觸、傳播の問題を検討しよう。ある土地に新しい文化が流入し舊來の文化と接觸した場合、そこにいかなる變化が生ずるのであらうか。古い文化は短時間の中に新しい文化に必ず變化してゆくものと斷定し得るのであらうか。筆者にはその理由を見出し難いのであり、例え新來の文化を高度の文化に限定しても同様である。苦し新しい高度の文化に必ず化せられるものならば今日なお未開人が多數存在する事實を説明し難くなるであらう。繩文文化が明日からにも彌生文化に衣替えしたなどは實際あり得たこととは思われぬ。若しそれに近い文化の急變が見られたとするならば、それは何等かの壓力が強く働いた結果と解さねばならぬ。即ち武力によつて壓迫乃至は征服された場合とか、經濟的な行詰りに呻吟していた際であるとか、少くとも自己の生存に危険を感じる場合の外には一部の影響は見られやうが根本的な文化の改變が行われるとは考えられない。特に海山の豊かな幸を享受しつゝある狩獵漁撈の民が、自己の生

存によほどの脅威を感じぬ限り、自然の苛責なき脅威に戦きつゝ長期に亙る苦しい労働を續けた後に、漸くにして廻り來る一年一度の收穫を頼りとする農耕生活を自ら進んでとり入れたであろうか。銅鐸に現れた繪畫によれば彌生文化の人々でさえ、農耕のみ依存し得ず自ら鹿猪を山野に追うたらしい。かように幼稚な農業技術を繩文文化人が進んで受容したとするならば、それは限られた我國土内に於いて、既に土地が狹隘を告げ、狩獵又は漁撈が彼等の生活を支え難くなつていたことを前提とせずしては困難であろう。又は一步進んだ經濟的基盤の上に、強固な部落間の結合を持ち金屬利器を利用して膨張しつゝある彌生文化人の壓迫に堪え難くなつた時でなければならぬ。果してこのような時期がそれ程急激に、しかも我國全土に亙り、彼等繩文文化人の上を襲つたとは如何にしても受け取り難い。特に狩獵民と農耕民では同じ國土に於いてもその居住地選定條件に差異がある。繩文彌生二つの文化が我々の想像以上長期に亙り、若干住地を異にして並存していたことは強ち否定し得ないと思う。前節に述べた如く、低級文化人の常として彼等は保守的であつたに相違なく、この傾向に拍車をかけていたものと推察される。³⁾勿論新しい文化に自ら進んで同化を欲した者も少くなかつたであろうし、場所によつて案外早く強壓の加わつた所もあろう。それ故、その土地々々で新文化は或は早く、或は遅く受容されたもので決して一樣ではなかつたに相違ない。新文化に同化を欲しない者は多く奥地、僻地に逃れて舊來の生活を墨守したと思われ、同化は長年月の間に徐々に進められたものと信ずる。南北に長大な、しかも相互の交通を妨げる山地によつて細く分割された我國に於いては、その上に地方的な差異を大陸とは比較にならぬ程大きなものとして考慮する必要がある。しかも前節に於いて右の想定が更に下降した時代に於いても可能であることを實證し得たのである。

かように縄文、彌生兩文化が長期に亙つて同時に併存したことが可能であるとすれば、僻遠の地である東北地方に於ては一方が土師器の代表する文化に進んだ時代まで同じ關係が繼續して見たと見て少しも差支えない。最北の地域に規模大にして副葬品に富む古墳が発見されない事實は、とりもなおさずその地方の土師器の文化が古墳築成の風が衰えてから流入したことを示すものであろう。⁽⁴⁾土師器、須惠器の類は後期古墳から発見されてその起源は遅くも六世紀と考えられるが、同質の土器は九世紀平安朝に入つても大した變化を見ずに使用されていたことが明かであるからこの見解を妨げるものではない。右に論じた二つの文化の關係は中世に於ける東北地方北部のエゾ、江戸時代に於ける北海道及び千島アイヌと日本人との關係にそのまま引繼がれていたのである。

又この二つの文化の關係は同一文化内に於ける土器形式變遷の場合にも充てはめ得るであろう。例えば五十年なら五十年、百年なら百年経てば土器に變化が生ぜねばならぬと定められるものでもないし、新しい土器型式が生じた際、必ずしも忽ちにして他に傳播すると定めてかゝるのも不思議であると云えよう。それ故龜ヶ岡式土器の存續年代が或は予想以上に長期に亙つているかもしれないのであつて、その終末期がエミシノ末路と時を同じうしても矛盾はないと信ずる。それ故一般の見解とは異なるけれども東北地方に奈良時代頃まで龜ヶ岡式土器が使用されていたとしても差支えないことゝなる。前節に論じたようにエミシは本來石器使用者であつたから寧ろかく見る方がよほど合理的であると思はれる。この際特に注意を要するのは我國の彌生文化が一舉に石、青銅、鐵三者併用の段階に飛躍したよりも、更に一層激しい文化躍進を奈良朝以後のエミシがなし遂げたことであり、こゝにヨーロッパに於ける三大文化階梯を以て全てを律し得ない實例を見るのである。

讀者の中にはなお東北地方に發見される兩文化の遺蹟に於いて、相互の交渉と認むべき資料が發見されない事實から、兩者の併存に疑を懐く者があるかもしれない。併しながら併存する兩者の間に必ずしも今日簡單に知り得るような文化の交流を生ずるものとは限らないと思う。云い換えれば二種以上の文化が長期間併存した場合、その間に於ける交渉が必ず遺物を通じて確認し得るものであろうか。いま本題に従つて東北地方に於ける縄文文化と土師器の文化とに限つて考察するに、否と答えざるを得ない。この際最も議論の對象とされるのは土器であり、二種の土器に殆んど接觸の痕跡が認められないことが問題とされるのではないかと思われるが、果して漠然と信ぜられているように、常に土器を文化の代表者として取扱ひ得るかに先づ疑問があると思う。加うるに果して文化の交流に際し、文化の凡ての面がその影響を蒙るか否か、速斷を許さぬものがあると思われる。却て一般の場合に於いては、特に相手方の關心をひくものがその根幹をなし、そこに必要とか興味の多少によつて選擇が行われたであらうと考へる。即ち優れた製作と卓越した藝術によつて飾られた龜ヶ岡式土器を使用する人々にとつて實用一點張りの土師器のどこに必要が認められ、興味を感じられたであらうか。更に形態も根本的に異なる土師器は、異つた日常生活に即して作られたものであるから、生活様式が全く相反したと思われる縄文文化人との間に、特殊な場合を除いては交流を生ずべき性質のものではなかつたに相違ない。經濟生活、日常様式が同化によつて一變した曉には土器もそれに即して一舉に土師器に轉換されてしまつたのであらうと推察する。しかも別な觀點からすると接觸様式は兩者の勢力、乃至は文化の高低に甚だしい差異がなく、しかも平和的な交渉關係に於いて發育するものと考へられる。一方が壓倒的であれば弱者は急速に強者のそれに吸収されてしまふであらう。未だ縄文、土師兩種の土器が同時に混在して發見される例を見ず、或は接觸様式を生じなかつた理由もかくて

説明されると共に、文献によつて考察したエミシと内地人の關係は右の想定と相反するものでないことも明かである。然らばエミシが最も欲望をそゝられたものは何であつたらうか。延暦六年正月二十一日の官符は確實にそれが「綿と鐵」であつたことを物語つてゐるし、關市令の一條には「凡弓箭兵器。並不得與諸蕃市易。云々」とある。鐵製利器こそ石器時代人の最も欲する處であつたらう。松前藩の時代にまで降つても、エゾが日本刀を熱望するので止むなく特別製の鈍刀を與えたと云われている。不幸にしてそれらの鐵器は通常の場合最も腐蝕し易く、低濕地遺跡に於いては木器以上に遺存し難い。例えば確かに鐵製利器の存在が想定される關東地方の彌生式遺跡からも殆んどその出土が報ぜられず、その存在を豫想し、綿密に調査されたかの登呂遺跡に於ても僅か一、二の鐵器と覺しきものが見出されたにすぎない。從來豫想もせず、若くはあり得べからざるものとさえ考えられてゐる鐵器類が東北地方の繩文文化遺跡から發見された例を聞かないのも無理からぬことであり、その事實を以て直ちに鐵器の存在しなかつた證左とはなし難いであらう。却て末期の繩文文化に伴う石劍等の類は貴重な鐵劍にする憧憬の現われではなからうか。

かくて考古學的研究の上からも、エミシが繩文文化人である積極的な證左は今日なお得られないにしても、同様否定すべき積極的論據も亦存しないこととなつた。否むしろエミシを以て繩文文化人と解する方がよほど合理的であることが知られたのである。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

註(1) 昨年早稻田大學の瀧口宏氏等が調査した岩手縣和賀郡江釣子古墳の如きはその好例である。

(2) 東北地方の繩文文化は單に龜ヶ岡式土器が代表する文化のみではなく、圓筒式土器を初め多數の形式の土器があつて決して一樣ではない。こゝでは最末期の所産で且つエミシとの直接關係を考慮し得る龜ヶ岡式土器のみを取上げ問題の複雑化を避けた。その全般に關しては改めて論じたいと思う。

- (3) 第一節に列擧した史料に示された如く、俘囚が農耕を好まず、教化に多大の苦心を要した事實はこれに對する直接の解答であらう。俘囚となり、相當の壓力を加えられてもおかしくの如くであつた點を十分注意せねばならない。
- (4) 阿部正己氏が説いたように、少くとも大化薄葬令以後、或は更に時代の降るものと考へて差支えないものと思へる。
- (5) 羽原氏「アイヌ社會經濟史」一七六一—一九〇頁には北海道アイヌの江戸時代に於ける交易の狀態が詳説されているが、この點に關し、幾多の示唆を與えらるると同時に筆者の見解が必ずしも不當のものでないことを示している。
- (6) 第五、第六節に論じた所は喜田博士などによつて相似た見解が示され一部の人々には當前のことと信ぜられているが、なおかような見解に組しない人々も多いので、やゝ詳細に喜田博士等とは別個の觀點からする私見を述べたのである。
- (7) 考古學上の個々の遺物に關する論證はこれを他日に期することとする。

七、エミシンの種族

エミシが繩文文化の擔當者であるとすれば、その種族如何が最後に殘された問題となるが、勿論これこそ我々の最大の目標である。

喜田、金田一兩博士の研究によれば、今日北海道に逼息したアイヌは江戸中期には青森縣北部に餘喘を保つていたものであり、氏郷記の記す如く戰國時代末期にも右の地方に住んでいたし、諏訪大明神繪詞によればそれ以前南北朝初期にも同じ地方に蟠居していたことが確實で、これを否定することは先づ不可能である。それ故これら中世のエゾと呼ばれたアイヌが東北地方の強族として、然も明かに異種族と認められた平安朝以前のエミシと無關係であるとは考へ難い。三代實錄の記事から、諏訪大明神繪詞に至るまで、その間史上に確實な記載を闕くこと約六百年に及ぶとは云え、陸奥話記などが記すように十一世紀後半の前九、後三の兩役が俘囚の長の争亂であること、十二世紀末平泉の藤原清衡が中

尊寺願文に自ら「東夷の遠酋……俘囚の上頭」と稱した事實を加えればその間の接續は案外滑かで、吾妻鑑文治五年十月二十四日の條に「於出羽陸奥者依爲夷之地云々」とあること、文保年間津輕のエゾの叛亂をも考慮に入れれば一層空白を減じ、この間に舊來のエミシが姿を消し、新來のエゾ即ちアイヌが北海道から渡來し、繁殖したなどは到底考えられぬ所である。⁽¹⁾一方松本芳夫博士が論證されたように、古代の日本人はエミシを目して他の土グモ、クズなどの場合と異り、明かに異種族として之を遇した。唐の天子もエミシを見て驚き「朕見蝦夷身面之異。極理奇恠。」と云つたことが伊吉連博徳書に見える。加うるに性靈集、諏訪大明神繪詞、或は氏郷記などの記載には悉く彼等の多毛を特徴として挙げ、日本人とは別個のものと見做して居ることが明らかであり、その特徴は唐書日本傳にも見えている。特に性靈集は「毛人羽人接境界……老鷗目猪鹿裘」とその眼のくぼんだ狀を寫して南部根原記の松前アイヌを表現した「深目長鬚」の語とよく合致し、今日のアイヌとその特徴を一にしていることが明瞭に示されている。

風俗については今詳説する暇はないが二、三の例を挙げれば、氏郷記に記された奥州のエゾは毒矢を持つた許りでなく、「氏郷の前へ召して酒を給りければ、盃の上に箸を一前のせて酒を受け、其箸を持って立、色々の舞をまひ、箸にて鬚をかき上げてぞ吞ける。其後二人ともに暇を給て被遣けり」とあつて、いわゆるヒゲベラを用いるところなど、全く今日のアイヌに於ける飲酒の習慣と異らない。⁽²⁾次に諏訪大明神繪詞に見えた、「戰場に臨(む)時は丈夫は甲冑弓矢を帶して前陣に進(み)、婦人は後塵に隨て木を削て幣帛のごとくにして天に向て誦呪の體(?)なり。」とあるのも亦アイヌの習俗と完全に一致するという。⁽³⁾更に驚くべきことは景行紀に「飲血」とあり、難波吉士男人書には「エミシが唐の天子に白鹿の皮を献じた」と記しているが、松前志禽獸部シカの條に「(前略)其皮は他國と交易す。夷人好て其肉を食ひ又

生體を吸食ふ。又白鹿ありと云う。夷方白鹿を神となし崇むよしなり。」とあるのは單なる暗合とは思われぬ。

更に言語の相異について一言すれば、諏訪大明神繪詞が「日の本、唐子の二類は九譯を重ねとも語話を通じ(難し)、渡黨は言語俚野なれと云とも大半は相通ず」と云い、ともかくも言語の異なることを擧げているが、古書の記載を検するに三代實錄元慶五年五月三日條には「授陸奥蝦夷譯語外從八位下物部斯波連永野外從五位下」とあつて通譯の存在が明らかであり、延曆十八年二月二十一日條(後紀)には「陸奥國新田郡の百姓夫婦が久しく賊地に住んで能く夷語を習い夷俘を煽動する」と見え、藤原保則傳によれば「小野春風が夷語を良くした」と記されてエミシの言語が日本語とは異なることを明示して居り、恰も松前當時に於いて蝦夷通辭の活躍したことと軌を一にしているのである。これ等を以てなお古來のエミシと中世のエゾ、更にはアイヌが同一人種であることを疑い得るであらうか。若しエミシがアイヌであるとすれば、東北地方の縄文文化人(特に龜ヶ岡式土器使用者)をもアイヌとする外はないであらう。

然るに今日に於いて人種の異同を決する鍵は古人骨に基く體質人類學的研究であると信ぜられるが、清野謙次、長谷部言人、鈴木尙などの直接斯學の専門家諸氏が揃いも揃つて縄文文化人(日本石器時代人)非アイヌ説の唱導者であり、故小金井良精博士の古い研究がわづかにアイヌ説を唱えているにすぎない點は看過し得ない。これに關しては筆者は全くの素人であり、容喙を許されぬ所であるが、既に論を容るゝ餘地なしと考えられた考古學の成果も、些細に検討すればなお別個の解釋も可能となること既述の通りであり、この分野にも再考の餘地が残されているのではあるまいか。一例を擧げれば、エミシの中心地と史上に明記されている東北地方、或は縄文文化の一中心地である關東地方から出土した古人骨の細密な研究は未だ十分行われていないと思われし、清野博士の精緻な研究の對象となつた古人骨は大部分

が彌生文化の濃密な中部地方より西方九州に及ぶ諸地域から出土したものであり、中には繩彌兩文化の接觸が伴出遺物から推定されるものも數多く含まれているから、なお疑念を挿む餘地の存することも認められよう。更に今村豊、池田次郎兩氏は専門の立場から清野博士の研究に對し疑問の存する點を明らかにしている。⁽⁵⁾

また若し喜田博士が説くように現代日本人の血液にアイヌ即ちエミシの血が濃く含まれているとするならば、北海道に住して他の北方民族の血を混じたかもしれぬ今日のアイヌよりも、現代日本人の方がむしろ石器時代に近いのも當然であり、比較の對象に疑問を生ずることにならう。⁽⁶⁾

更に遙か後代のものとは云え、鈴木尙氏によれば八戸市附近などから現實にアイヌの埋葬骨骼が発見され、近世の史料に見えたエゾがアイヌであることは殆んど確定的となつた以上、明かに文献の上から連絡を辿り得る上代のエミシも同様アイヌであつたと見做すのが最も無理のない見解であろうと信ずる。もし萬が一にもこの分野から日本石器時代人(特に東北地方末期の繩文文化人)がアイヌであることが證明されるに至つたならば、この面倒なエミシに關する諸問題も比較的簡単に終止符を打つことが出来るのであるが、これは單に筆者の希望的觀測にすぎないであらうか。

註(1)

努めて筆者の専門外である言語學的研究に觸れることを避けたが、東北地方の地名にアイヌ語の殘存したと解されるものが極めて多い事實は、この際十分考慮するべきであらう。金田一博士「えみしの國」國學院雜誌第五十二卷第一號。

(2) 「古代蝦夷論」史學第二十一卷第三—四合併號。

(3) 三河後風土記、南部根原記などの記載、及びその解釋は金田一博士「アイヌの研究」(六〇頁以降)によつた。

(4) 「アイヌの研究」五九頁。

(5) 今村豊、池田次郎氏「清野博士の日本人種論に對する疑義」民族學研究第十四卷第四號。

(6) 最近中尊寺に残された藤原氏四代の遺骸が調査され、その結果俘囚と認められる彼等の體質にアイヌ的要素が乏しいとの説が發表されている。(長言部言人博士「中尊寺と藤原四代」十九頁、鈴木尙氏「同書」四三頁)併しこの點については喜田博士が生前に豫言されたように俘囚―特にその首領等が進んで日本婦人を妻としたとすれば、既に藤原氏の時代に及んでは混血の度は著しく進んだと見て差支えなく、その意味に於ては彼等が日本人と大差なきものとなつていたとしても不思議はないのである。(喜田「東北民族研究序論」東北文化研究第一卷第一號三一頁)。なお田澤金吾、森嘉兵衛兩氏によればミイラ作製の風習は千島アイヌに残存したと云う。中尊寺のミイラが故意に作製された疑がある以上、その間に關係を求めるとも強ち否定し得ないと信ずる。(「中尊寺と藤原四代」二二二、二二四頁)。

結 語

以上を以てこの小稿を閉づるのであるが、筆者自身と雖もこの結果を以て満足するものではない。たゞ先人の業績とは別個の新しい觀點に立ち、それから導かれた一應の結論として東北地方に於ける龜ヶ岡式土器の製作者とエミシとが同じ種族であり、且つ後代のアイヌの前身であると思ふことが必ずしも不可能ではないことを明かにしたにすぎない。即ち囑目し得た文献からは廣く文化の諸相を復原し得ず、わずかにエミシと繩文文化人との關係を消極的に認め得るに止つてゐるし、考古學の研究法に關する部分は、將來更に検討を要する問題であると確信するが、多くが机上の論にすぎぬ。加えて考古學上の知見は日に月に革まり、いつ所論に根本的な變改を要するに至るかも知れり難い。特に龜ヶ岡式土器の使用者とエミシとが同一種族であり、同時に後代のアイヌであるとする場合、當然生ずべき諸問題に對する私見を割愛せざるを得ないことを遺憾とするが、敢て研究の途上に於ける一端を記し、識者の是正を仰ぎたいと思う。終りに臨み、松本芳夫博士の多年に亙る濫い御指導に感謝の微意を表したい。

(一九五一・十一月・十六)